

株 主 各 位

富 山 県 高 岡 市 早 川 70 番 地
三 協 ・ 立 山 ホールディングス株式会社
代 表 取 締 役 会 長 川 村 人 志

第 6 回 定 時 株 主 総 会 決 議 ご 通 知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、本日開催の当社第6回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申しあげます。

敬 具

記

報告事項 第6期（平成20年6月1日から平成21年5月31日まで）事業報告、連結計算書類および計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記の内容を報告いたしました。

決 議 事 項

第1号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

なお、変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

変 更 前 定 款	変 更 後 定 款
第1章 総 則 (商 号) 第1条 く (記載省略) (機 関) 第4条	第1章 総 則 (商 号) 第1条 く (現行どおり) (機 関) 第4条

変更前定款	変更後定款										
<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、<u>日本経済新聞</u>ならびに富山市において発行する<u>北日本新聞</u>に掲載して行う。</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>4億9,600万株とする。</u></p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 (記載省略)</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、<u>1,000株とする。</u></p> <p>2 <u>当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p>	<p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>4億9,600万株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。</u></p> <table border="0" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>普通株式</td> <td>4億9,600万株</td> </tr> <tr> <td>A種優先株式</td> <td>700万株</td> </tr> <tr> <td>B種優先株式</td> <td>700万株</td> </tr> <tr> <td>C種優先株式</td> <td>700万株</td> </tr> <tr> <td>D種優先株式</td> <td>700万株</td> </tr> </table> <p>(削除)</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、<u>普通株式および各種類の優先株式のそれぞれにつき、1,000株とする。</u></p> <p>(削除)</p>	普通株式	4億9,600万株	A種優先株式	700万株	B種優先株式	700万株	C種優先株式	700万株	D種優先株式	700万株
普通株式	4億9,600万株										
A種優先株式	700万株										
B種優先株式	700万株										
C種優先株式	700万株										
D種優先株式	700万株										

変 更 前 定 款	変 更 後 定 款
<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(3) 次条に定める請求をする権利</p>	<p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(3) 次条に定める請求をする権利</p>
<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第11条 (記載省略)</p>	<p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p>
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 (記載省略)</p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 (現行どおり)</p>
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第13条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p>

変更前定款	変更後定款
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>第2章の2 優先株式</u></p> <p><u>(優先配当金)</u></p> <p><u>第13条 当社は、第42条第1項に定める期末配当を行うときは、優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）または優先株式の登録株式質権者（以下「優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、それぞれ次に定める額の金銭による剰余金の配当（以下当該配当により支払われる金銭を「優先配当金」という。）を行う。</u></p> <p><u>A種乃至D種優先株式それぞれについて、優先株式1株当たりの払込金額相当額に、優先株式の発行に際して取締役会の決議によって定める方法により算定される配当率（年10パーセントを上限とする。）を乗じて算出した額の金銭（以下「優先配当総額」といい、1円未満を切り捨てる。ただし、当該剰余金の配当に係る基準日の属する事業年度中の日を基準日として優先株主または優先登録株式質権者に対して剰余金の配当を行ったときは、優先株式1株につき行ったかか剰余金の配当の額を控除した額の金銭）による剰余金の配当を行う。</u></p>

変更前定款	変更後定款
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>2 <u>各事業年度において、優先株主または優先登録株式質権者に対して支払った優先配当金が優先配当総額に達しない場合の不足額の翌事業年度以降への累積・非累積については、各種類の優先株式の最初の発行に際して取締役会の決議で定める。</u></p> <p>3 <u>当社は、優先株主または優先登録株式質権者に対し、優先配当総額を超えて配当を行わない。</u></p> <p><u>(優先中間配当金)</u> <u>第13条の2 当社は、第43条に定める中間配当を行うときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、各種類の優先株式1株につき優先配当総額の2分の1を上限としてその発行に際して取締役会の決議で定める額の金銭による剰余金の配当（以下当該配当により支払われる金銭を「優先中間配当金」という。）を行う。</u></p> <p><u>(残余財産の分配)</u> <u>第13条の3 当社は、残余財産を分配するときは、優先株主または優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、取締役会の決議により各種類の優先株式1株当たりの払込金額相当額を踏まえて定めた金額の金銭を支払う。</u></p> <p>2 <u>優先株主または優先登録株式質権者に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</u></p>

変 更 前 定 款	変 更 後 定 款
(新 設)	<p><u>(議決権)</u> <u>第13条の4 優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u></p>
(新 設)	<p><u>(株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等)</u> <u>第13条の5 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、優先株式について株式の併合または分割は行わない。</u></p> <p><u>2 当社は、優先株主には募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</u></p> <p><u>3 当社は、優先株主には株式無償割当てまたは新株予約権無償割当ては行わない。</u></p>
(新 設)	<p><u>(普通株式を対価とする取得請求権)</u> <u>第13条の6 A種およびB種の優先株式を有する優先株主は、その発行に際して取締役会の決議で定める当該種類の優先株式の取得を請求することができる期間（以下「取得請求期間」という。）中、当社に対して、当社の普通株式の交付と引換えに、自己の有する優先株式の取得を請求することができる。かかる取得請求があった場合、当社は、当該種類の優先株式を取得するのと引換えに、当該優先株主が取得の請求をした優先株式数に1株当たりの払込金額相当額を乗じた額を、第3項に定める取得価額で除した数の当社の普通株式を交付する。</u></p> <p><u>2 前項の普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第167条第3項に規定される方法によりこれを取り扱う。</u></p>

変 更 前 定 款	変 更 後 定 款
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>3 <u>取得価額は、当初、当会社の普通株式の時価を基準として各優先株式の発行に際して取締役会の決議によって定める方法により算出される額とし、当該取締役会決議により取得価額の修正および調整の方法を定めることができるものとする。当該取締役会決議により取得価額の修正を定める場合、修正される額の下限を定めるものとし、取得価額が下限として定める額を下回った場合、取得価額は下限として定める額に修正されるものとする。</u></p> <p><u>(金銭を対価とする取得請求権)</u> 第13条の7 C種およびD種の優先株式を有する優先株主は、その発行に際して取締役会の決議で定める取得請求期間中、当会社に対して、金銭の交付と引換えに、自己の有する優先株式の取得を請求することができる。かかる取得請求があった場合、当会社は、当該優先株式1株につき、その払込金額相当額を踏まえて当該取締役会決議によって定める価額の金銭を交付する。</p> <p><u>(普通株式を対価とする一斉取得)</u> 第13条の8 当会社は、取得請求期間の末日までに当会社に取得されていないD種の優先株式の全部を、次項にしたがって、取得請求期間の末日の翌日をもって取得する。</p>

変 更 前 定 款	変 更 後 定 款
<p>(新 設)</p>	<p>2 <u>当社は、前項に基づきD種の優先株式を取得する場合、当該優先株式と引換えに、当該優先株主が有する優先株式数に1株当たりの払込金額相当額を乗じた額を、当社の普通株式の時価を基準として優先株式の発行に際して取締役会の決議によって定める方法により算出される額で除した数の当社の普通株式を交付する。この場合、当社は、当該取締役会決議により、交付すべき普通株式数の上限の算定方法を定めることができる。なお、当該優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に規定される方法によりこれを取り扱う。</u></p> <p>(金銭を対価とする取得条項)</p> <p>第13条の9 <u>当社は、A種、B種およびC種の優先株式について、その発行に際して取締役会の決議で定める事由が発生した日に、または取締役会決議で別に定める日が到来したときに、当該優先株式1株につき、その払込金額相当額を踏まえて各優先株式の発行に際して取締役会の決議によって定める価額の金銭の交付と引換えに、当該種類の優先株式の全部または一部を取得することができる。</u></p> <p>2 <u>当社が、前項に基づき優先株式の一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法により行う。</u></p>

変更前定款	変更後定款
(新設)	<p>(普通株式を対価とする取得条項)</p> <p><u>第13条の10 当社は、A種およびB種の優先株式について、その発行に際して取締役会の決議で定める事由が発生した日に、または取締役会決議で別に定める日が到来したときに、当該種類の優先株式数に1株当たりの払込金額相当額を乗じた額を、当社の普通株式の時価を基準として各優先株式の発行に際して取締役会の決議によって定める方法により算出される額で除した数の当社の普通株式の交付と引換えに、当該種類の優先株式の全部または一部を取得することができる。</u></p> <p><u>2 前項の普通株式の数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条に規定される方法によりこれを取り扱う。</u></p> <p><u>3 当社が、第1項に基づき、優先株式の一部を取得するときは、抽選または按分比例の方法により行う。</u></p>
(新設)	<p>(優先順位)</p> <p><u>第13条の11 各種類の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。</u></p>
(新設)	<p>(除斥期間)</p> <p><u>第13条の12 第44条の規定は、優先配当金および優先中間配当金の支払についてこれを準用する。</u></p>

変 更 前 定 款	変 更 後 定 款
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第14条) (記載省略) (議決権の代理行使)</p> <p>第19条</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第20条) (記載省略) (社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第30条</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会 (監査役の員数)</p> <p>第31条 (記載省略)</p>	<p>(その他の事項)</p> <p><u>第13条の13 前条までに定める規定および 第19条の2に定める規定のほか、 優先株式に関するその他事項につ いては、法令に別段の定めがある 場合を除き、取締役会の決議によ って定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(招 集)</p> <p>第14条) (現行どおり) (議決権の代理行使)</p> <p>第19条</p> <p>(種類株主総会)</p> <p><u>第19条の2 第16条、第17条、第19条の規 定は、種類株主総会についてこれ を準用する。</u></p> <p><u>2 第18条第1項の規定は、会社法 第324条第1項の規定による種類株 主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p><u>3 第18条第2項の規定は、会社法 第324条第2項の規定による種類株 主総会の決議にこれを準用する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第20条) (現行どおり) (社外取締役との責任限定契約)</p> <p>第30条</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会 (監査役の員数)</p> <p>第31条 (現行どおり)</p>

変 更 前 定 款	変 更 後 定 款
<p>(監査役の選任) 第32条 (記載省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(監査役の任期) 第33条 〃 (記載省略) (社外監査役との責任限定契約) 第39条</p> <p>第6章 計 算</p> <p>(事業年度) 第40条 〃 (記載省略) (配当金の除斥期間) 第43条</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(監査役の選任) 第32条 (現行どおり)</p> <p><u>(補欠監査役の予選の効力)</u> 第33条 補欠監査役の予選の効力は、当 該決議後4年以内に終了する事業 年度のうち最終のものに関する定 時株主総会の開始の時までとす る。ただし、株主総会の決議によ って当該期間を短縮することがで きる。</p> <p>(監査役の任期) 第34条 〃 (現行どおり) (社外監査役との責任限定契約) 第40条</p> <p>第6章 計 算</p> <p>(事業年度) 第41条 〃 (現行どおり) (配当金の除斥期間) 第44条</p> <p>附則</p> <p>第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成 および備置きその他の株券喪失登 録簿に関する事務は株主名簿管理 人に委託し、当会社においてはこ れを取り扱わない。</p> <p>第2条 前条および本条は、平成22年1 月5日まで効力を有し、翌日をも って前条および本条を削除するも のとする。</p>

第2号議案 取締役7名選任の件

本件は、原案どおり川村人志、要明英雄、駒方米弘、藤木正和の4氏が再選され、岡本誠、庄司美次、熊崎哲男の3氏が新たに選任され、それぞれ就任いたしました。

第3号議案 監査役1名選任の件

本件は、原案どおり荒木二郎氏が新たに選任され、就任いたしました。

なお、荒木二郎氏は社外監査役であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

本件は、原案どおり黒崎康夫氏が社外監査役の補欠監査役として選任されました。

なお、黒崎康夫氏の選任の効力は、本選任決議後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとされました。

以 上

< お 知 ら せ >

代表取締役および役付取締役の選定について

本株主総会終了後開催された取締役会の決議により、次のとおり選定され、それぞれ就任いたしました。

代 表 取 締 役 会 長	川 村 人 志
代 表 取 締 役 社 長	要 明 英 雄
専 務 取 締 役	駒 方 米 弘
常 務 取 締 役	岡 本 誠
常 務 取 締 役	庄 司 美 次

以 上